

新発田市役所本庁舎市民開放施設利用案内

受付時間・受付開始日

受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

受付は、使用開始日の 3 か月前から 5 日前まで。

市民開放施設専用使用料

フロア	施設	供用又は開館時間	基本使用料	面積 (㎡)
1 F	札の辻広場	終日	1㎡につき60円 (1日)	666
	札の辻ラウンジ	午前8時30分から午後8時	2,110円 (1時間)	236
4 F	テラス	午前8時30分から午後8時	1㎡につき30円 (1日)	411
7 F	市民ギャラリー (飯豊ラウンジを含む)	午前8時30分から午後8時	620円 (1時間)	140

附属設備及び備品の使用料

フロア	施設	整備品名	1 回 (1 日当たり) の使用料
1 F	札の辻広場	照明設備	800円 (1式)
		音響設備	800円 (1式)
		吊物ボタン	100円 (1本)
		電気コンセント (単相200V、三相200V)	150円 (1口)
		電気コンセント (単相100V)	100円 (1口)
		ガス	100円 (1口)
		上下水道	100円 (1式)
	札の辻ラウンジ	展示用吊下パネル	500円 (1式)
全館共通		98型液晶ディスプレイ (ブルーレイプレーヤー含む)	2,000円 (1台)

使用料についての注意事項

使用時間が 1 時間に満たないときは、当該使用時間を 1 時間とする。	
使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。	
使用料の額又は減免後の使用料の額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	
使用料の額には、消費税相当額を含む。	
加算	営利を目的とする映画、演劇、演奏及びこれらに類するもの又は商品の販売にあつては、使用料は、基本使用料の 1 0 割増しとする。
	業務上の利用又は広告、宣伝その他これらに類するものであつて、将来に利便を得ようとして使用すると認められるときは、使用料は、基本使用料の 5 割増しとする。
	市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の 5 割増しとする。
減免	市が使用するとき 1 0 割
	新発田市教育委員会が認定した市内の社会教育関係団体等が使用するとき 5 割 ※附属設備及び備品の使用を除く